

運営審議会諮問事項調査 2

【一括承認基準該当例】

本人外収集に関する事項

項 目	内 容
業務・事業の名称	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)
収集の相手方	他の自治体
収集する個人情報項目	子育て世帯生活支援特別給付金の支給状況
本人以外のものから収集する理由	同一の支給対象児童について「特定の月分の児童手当受給者」と、その翌月分以降の「新規児童手当受給者」が異なる者の場合、いずれも支給対象者となり得るが、本給付金は同一の児童に対して1回限り支給するものであるため、例えば、墨田区が「新規児童手当受給者」を把握した場合、前月の児童手当を支給した自治体に対し、本給付金の支給の有無を確認する必要がある場合がある。その他、個別の事情によって、本給付金又はひとり親世帯分給付金の支給の有無を確認する場合がある。
収集の方法	原則、電話での聞き取りを予定している。
本人通知	<p>できる</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> できない(その理由)</p> <p>本人外収集したことのみを通知すると本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、区のホームページ等により周知を行う。</p>
備考	
問合せ先	子ども・子育て支援部 子育て支援課

目的外利用に関する事項

項 目	内 容	
	記 録 名	項 目
目的外利用される 個人情報記録の 名称及び項目	1 児童手当受給者台帳 (子ども・子育て支援部子育て支 援課保有)	氏名、住所、生年月日、性別、登録口座、 手当の支給状況等
	2 特別児童扶養手当受給者台帳 (子ども・子育て支援部子育て支 援課保有)	氏名、住所、生年月日、性別、登録口座、 手当の支給状況等
目的外利用する 業務・事業の名称	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)	
目的外利用の 必 要 性	本給付金の法的性質は民法上の贈与契約(民法第549条)であり、墨田区から児童手当等受給・非課税者へ支給を行うに当たっては、対象者への給付金の支給申込みに係る案内を送付する必要があり、振り込みが完了した者については、支払通知を送付する必要があることから、児童手当及び特別児童扶養手当受給者台帳の受給者情報を利用する必要がある。	
目的外利用の方法	児童手当及び特別児童扶養手当受給者台帳から、各手当の受給者情報を抽出し、支給対象者の重複がないよう突合する。次に、各手当の受給者情報と、当該者の課税台帳情報を突合し、住民税均等割非課税者のみを抽出する。さらに、ひとり親世帯分給付金の支給対象者で、既に同給付金を支給した児童のみを養育する者を除いた者を抽出し、児童手当等受給・非課税者に係る本給付金の受給者台帳を作成する。	
本 人 通 知	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> できない(その理由) 支給対象者については、目的外利用したことを案内に記載し、送付する。支給対象者以外には、目的外利用したことのみを通知すると本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、区のホームページ等により周知を行う。	
備 考		
問 合 せ 先	子ども・子育て支援部 子育て支援課	

運営審議会諮問事項調書4

【一括承認基準該当例】

外部提供に関する事項

項 目	内 容	
外部提供する個人情報記録名及び個人情報の項目	記録名	子育て世帯生活支援特別給付金受給者台帳
	項目	子育て世帯生活支援特別給付金の支給状況
外部提供する業務・事業の名称	子育て世帯生活支援特別給付金	
外部提供の相手方	他の自治体	
外部提供の理由	<p>同一の支給対象児童について「特定の月分の児童手当受給者」と、その翌月分以降の「新規児童手当受給者」が異なる者の場合、いずれも支給対象者となり得るが、本給付金は同一の児童に対して1回限り支給するものであるため、他の自治体が「新規児童手当受給者」を把握した場合、前月の児童手当を支給した墨田区に対し、本給付金の支給の有無を確認する必要が生じる場合がある。その他、個別の事情によって、本給付金又はひとり親世帯分給付金の支給の有無を確認する場合がある。</p>	
提供の方法	原則、電話での照会に対する回答により提供することを予定している。	
本人通知	<p>できる <input checked="" type="checkbox"/> できない(その理由) 外部提供したことのみを通知すると本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、区のホームページ等により周知を行う。</p>	
備考		
問合せ先	子ども・子育て支援部 子育て支援課	